

大和市告示第197号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年大和市告示第34号）の一部を改正する要綱を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「定款、寄附行為等及びその」を削り、同項第5号中「管理者及び」を「管理者の氏名、生年月日及び住所並びに」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とする。
第7条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。